

## 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ①

「自分が住んでる地域で営業している小売事業者はどこか？」

➡ **経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。**

※本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！

※インターネット閲覧環境には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

「新規事業者がない地域では電力会社による今の料金メニューしか選べないのか？」

➡ **本年4月以降、各地域の電力会社は、既存の料金メニューに加え、自由な料金メニュー設定も可能となり、そうしたメニューを選択できるようになります。**

「小売事業者が倒産するなど電気の供給元がなくなった場合はどうなるのか？」

➡ **それによりただちに供給が停止することはありません。  
新たな供給元が見つかるまでの間、これまで供給を受けている電力会社から供給を受けることとなります。**

「小売事業者が契約している発電所が事故で止まったら供給も止まってしまうのか？」

➡ **小売事業者が電気を調達できない場合、その不足分は一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）が補給する制度になっているため、ただちに供給が停止することはありません。**

# 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ②

「電気の供給元を切り替える時には誰に言えばいいの？」

➡ **新たに供給契約を結ぶ事業者に申し出て下さい。(現在契約を結んでいる電力会社に申し出ていただく必要はありません。)**

「電気の供給元を切り替える時に必要な個人情報などはあるの？」

➡ **①現在契約を結んでいる電力会社名 (= 切り替える前の供給元の名称) 、②お客さま番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要になります。**

**③供給地点特定番号 (今後新たに記載される予定)**  
 ※供給を受けようとする需要場所を特定するため  
 に各需要家に付される22桁の番号  
 ※ご不明の場合は、その旨を新たに供給契約を  
 結ぶ事業者にお伝えください。

**②お客さま番号**

※本年1月以降の請求時に記載予定

電気ご使用量のお知らせ ご使用場所	様
ご契約種別	従量電灯B
当月指し示数	4311
前月指し示数	4021
差	290
計器乗率(倍)	
取替前計量値	000
計器番号(下3桁)	
請求予定金額	7,724円
(うち消費税等相当額)	572円
基本料金	842円40銭
電力量料	2,331円60銭
・1段料金	4,404円70銭
・2段料金	-288円10銭
燃料費調整額	458円00銭
再エネ発電賦課金	-54円00銭
口価調整割引	

電気をご使用量のお知らせ  
 電気を上手に使って、  
 もっと省エネ!  
 ●使っていないお部屋や明るい窓際の照明はこまめに消す習慣を。  
 また、照明器具の明るさは、ホコリや汚れがつくと低下します。  
 こまめなお掃除をお忘れなく。  
 ●熱いものは、冷ましてから冷蔵庫に入れましょう。  
 冷蔵庫も冷凍室も温度の高いものをそのまま入れると、冷蔵庫の消費電力が増加します。

お客様番号  
00000-000000-0-00

東京電力株式会社  
 (カスタマーセンター)  
 お問い合わせ先  
 お引越し、ご契約の変更  
 0000-00-0000  
 その他の電気に関するご用件  
 0000-00-0000

## 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ③

「再生可能エネルギーの電気を選びたいので、電力会社が販売する電気が、何によって発電されているのか（電源構成）を知りたい。」

➡ **再生可能エネルギーが多いなど、電源構成を特徴としたメニューを作ることも可能です。ただし、訴求する情報の根拠（電源構成の算定期間）を適切に示さなければなりません。このほか、消費者が電気の供給元を選択する際の材料とするため、事業者が電源構成の表示を求めていく予定です。**

「地産地消のメニューができるようになるのは本当か？」

➡ **地産地消などのメニューを作ることも可能です。ただし、事業者は消費者に対し、提供するメニューの内容などを説明する義務があります。具体的には、「どこで発電した電気が」「どのような点で地産地消なのか」といったことなどをきちんと説明しなければならぬこととされています。**

「マンションに住んでいるが、電力会社を選べるようになるのか？」

➡ **マンションにお住まいの方も供給元を選べるようになります。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合にご確認下さい。**

## 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ④

「我が家で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできるのか？」

➡ **電気の供給契約は需要場所ごと（一般家庭であればご家庭ごと）に結ぶことになるので、一つのご家庭で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできません。**

「停電した場合には、誰に問い合わせればよいのか？」

➡ **小売事業者にお問い合わせください。送電線などの設備が原因で停電する場合もあるので、電力会社の送配電部門にお問い合わせ頂くことも可能です。**

「本年4月までどこかの小売事業者と契約しないと電気が使えなくなるのではないか？」

➡ **現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されるので大丈夫です。**

「たくさんの事業者がいるけど、ちゃんとした事業者は誰か？」

➡ **小売事業者は国の登録を受けなければなりません。経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。**

※本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！

※インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

## 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑤

「知らないうちに高額な解約金を設定されるようなことはないか？」

➡ **小売事業者は契約時に消費者に電気料金や解約条件などを書面を渡して説明することが義務付けられていますので、契約時にご確認下さい。**  
なお、不当に高額な解約金の設定等は経済産業大臣による是正命令の対象です。

「クーリング・オフはできるようになるのか？」

➡ **自由化後の電気の訪問販売・電話勧誘販売に対するクーリング・オフ制度の対象とする方向で、関係部局と消費者庁において検討中です。**

「クーリング・オフ制度」とは？

… 「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「電気の供給元を新規参入者に切り替えると新たに電線を引く必要はないのか？」

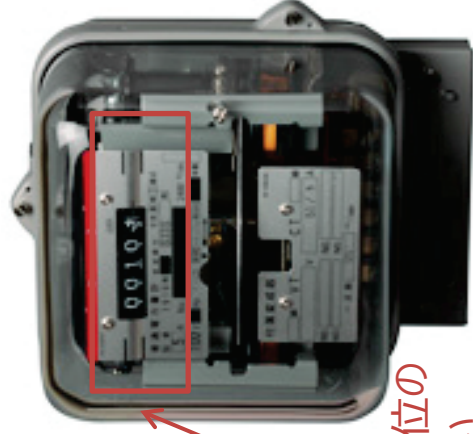
➡ **新規参入者に切り替えてもこれまで供給を受けている電力会社の送電線等を使って電気が供給されるため新たに電線を引く必要はありません。**

# 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑥

「スマートメーターとは何か？」



通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能になる新しい電力量計です。導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあった料金メニューの選択が可能となります。



目視による月単位の計量しかできない

従来型のメーター



(ユニット式メーター)

通信機能

計量機能

30分単位の細かな計量や遠隔での計量などができる

スマートメーター



## 国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑦

「スマートメーターに取り替えたいのだけど・・・」

- ➡ **各電力会社において計画的に取り替えを進めています。①家庭のエネルギー管理システム（HEMS）設置に伴い早期取替えを希望をする方、②本年4月以降、電気の供給元を變える方、は優先的に設置が行われます。詳細は事業者（①については電力会社の送配電部門、②については小売事業者）にお問い合わせ下さい。**

「スマートメーターが付いてないと電気の供給元の切替えはできないのか？」

- ➡ **従来型のメーターであっても切り替えは可能です。（各電力会社において計画的に取り替えを進めています。）**

「スマートメーターに取り替えるためには費用がかかるのか？」

- ➡ **原則費用はかかりません。（ただし、メーター取り替えに伴う工事に費用がかかる場合があります。）**

**\*その他、本委員会ホームページにQ & Aを掲載しておりますので、そちらも御覧下さい。**

（トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）から「小売全面自由化に関するQ & A」をクリック！）